

令和元年度 第4回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和2年2月17日(月) 午後6時から午後7時10分まで

開催場所 苫小牧市役所9階会議室

出席者

- ・審議会委員 11名
遠藤委員、小原委員、佐藤委員、佐々木委員、篠田委員、末松委員、永石委員、藤崎委員、毛利委員、山上委員、山岸委員
- ・関係職員 14名
健康こども部長、健康こども部次長、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、こども支援課副主幹、健康支援課副主幹、こども育成課総務係長、こども育成課総務係専任主事、こども育成課総務係主任主事
- ・傍聴人 1名
苫小牧民報社

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただいまから「令和元年度 第4回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、こども育成課の細野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、本日の審議会から参加されます新任委員をご紹介します。

苫小牧青年会議所からご推薦のありました佐々木隆幸委員です。それでは、自己紹介をお願いいたします。

=====佐々木委員自己紹介=====

佐々木委員ありがとうございました。続きまして、桜田健康こども部長よりご挨拶申し上げます。

2 部長挨拶

(健康こども部長)

皆さん、お晩でございます。健康こども部長の桜田でございます。

委員の皆様におかれましては、お仕事の終わった中、また、お足元の悪い中、子ども・子育て審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃から子育て支援をはじめ、市政の発展のためにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始し、まもなく5年が経過いたします。本日はいよいよ、「第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」の策定にむけた最後の審議会となります。「第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」は本審議会でご審議をいただいた後に、印刷・製本を行いまして、3月下旬頃に製本された冊子を委員の皆様へ配付したいと考えております。また、本日は「子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通し」についてご審議をいただくこととなっております。

この2つの議題について、忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

それではここで、会議の成立について、ご報告いたします。

大澤委員、北岸委員、青山委員につきましては、本日欠席となります。

「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員14人中11人と、過半数以上の委員がご出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、ここから小原会長に進行をお願いしますので、議長席に移動して、議長をお願いいたします。

3 議事

(小原会長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。

本日は、議事の説明と質疑を行い、午後7時15分を目途に終了を予定しております。

また、この審議会の会議録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願ひします。

では、次第3の議事に入ります。

(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

こども育成課の早出です。本日は、まず、子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについてご説明させていただきます。申し訳ございませんが、座ってご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。まず、1教育・保育施設における確保方策の見通しについての表の見方についてご説明させていただきます。令和元年度の部分をご覧ください。表の一番上の段の一番左に「量の見込み」とありますのは、市民の皆様が保育所や幼稚園等に入りたいと思われる数、いわゆるニーズの量になります。その隣の「計画の目標値」は量の見込みに対して子ども・子育て支援事業計画でどの程度受入枠を用意するかという数字になっておりまして、令和元年度について量の見込みと計画の目標値を比較しますと2・3号の0歳児のみが量の見込みを満たさない計画の目標値となっております。次に一番上の段の左から3番目にあります受入実績は令和元年度に実際に受入を行っている実績数になります。その隣の受入実績-目標値というのが、計画の目標値と受入実績の比較になります。ここはプラスになれば目標以上に園児を受け入れたことになり、マイナスになると目標を下回って園児を受け入れたことになります。受入実績-目標値のところを見ていただきますと、依然として0歳児のところだけがマイナスになっておりまして、0歳児だけが計画の目標値に達していないことがわかります。また、この表では向かって右から2番目の定員はそれぞれの定員を示しておりまして、一番右側の超過受入人数の欄は施設の皆様に定員を超えて受けて頂いている数になります。令和元年度は各施設の方々のご尽力によりまして1・2歳児は65人、0歳児は12人、定員を超過して受入をしていただいております。続きまして、令和2年度の部分をご覧ください。令和2年度も令和元年度と同じ数だけ、各園の皆様が、定員を超えた超過入所をしていただけると仮定した受入実績と計画の目標値を比較いたしますと、令和2年度の受入実績-目標値のところにありますように引き続き0歳児のところだけが、目標を達成できない見込みとなっております。0歳児の受入枠を確保できていない要因としましては、1・2歳児は保育士さん1人につき6人まで面倒をみることはできますが、0歳児は保育士さん1人につき3人までしか面倒をみることはできませんので、施設を増やしても0歳児の受入枠を大きく増やすのが難しいことや、各施設で保育士さんが不足しており、安全面を考慮すると定員

を超過して受けることにも限りがあるためです。

続きまして、2の3号認定子どもの計画の達成状況と目標を達成するための方策についてですが、ここでは、子ども・子育て支援新制度が始まってから年度末に向けて待機児童が発生しております、0～2歳の3号認定と呼ばれている部分の状況についてご説明いたします。この上の表は1・2歳児の平成27年度から令和元年度までの保育需要等の推移ですが、向かって一番左から見ていただきますと、1・2歳児の人口は年を追うごとに低下しております。その隣の量の見込みは保育所等に入りたいという市民の皆様のニーズになりますが、人口が下がる予測がありましたので、量の見込みも下がると予測しておりました。しかし、結果的には、向かって左から3番目の項目の入所希望者数をご覧くださいと人口減少に反して、保育所等への入所希望者が年々増加しております。特に、平成29年度から始まりまして、道の政策であります0～2歳児の保育料の一部無償化によりまして、平成29年度以降の入所希望者が大きく増えております。したがって、計画の中間見直しを実施した平成29年度こそ量の見込みと入所希望者数は一致しましたが、平成30年度、令和元年度は量の見込みよりも実際の入所希望者数が大きく上回っております。次に計画の目標値と受入実績ですが、継続して施設整備を進めてきたことや、各園の皆様のご尽力で定員を超えた受け入れをしていただいているため、この表の向かって一番右側を見ていただきますと、平成29年度以降は目標を上回る受入実績となっております。1・2歳児についてまとめますと、平成29年度以降は計画の目標値を超えた受入が出来ているものの、入所希望者数が予想を超えて増加していますので、入所希望者数から受入実績を引いた人数だけ入所待ちをしている方がいるということになります。次に下段の表をご覧ください。こちらは0歳児の推移になります。表の左からご覧くださいと、人口は年々、減少しておりますが、量の見込みも減少傾向となるように予想しておりましたが、こちらも入所希望者数の欄をご覧くださいと、入所希望者数は年々増加しております。この表では令和元年度は入所希望者数が減っているようにも見えますが、これは1月時点の実績になりますので、実際のところは昨年度の同時期よりも10人程度申込者数が多い状況で年度末には430人程度の入所希望がある見込みです。入所希望者が増加している要因は、平成29年度から始まりまして、0～2歳児の保育料の一部無償化によるものです。続きまして、0歳児の計画の目標値と受入実績についてですが、年々、着実に受入実績は増えているものの、先ほど、ご説明いたしましたように0歳児は保育士さん1人につき3人までしか面倒をみることはできませんので、施設を増やしても受入枠が大きく増えて行かず、保育士さんも不足しております定員超過も限られていることから、受入実績計画の目標値の部分をご覧くださいとわかるように、この5年間はずっと受入実績が計画の目標値を下回っている状況となっております。0歳児のところをまとめますと、思うように受入枠を確保できない上に入所希望者数も増加しているため、入所待ちをしている児童が多くいるということになります。

この状況を打破するためというところの部分ですが、裏面の2ページをご覧ください。保育所等の受入枠の目標を達成するための方策ですが、第2期の子ども・子育て支援事業計画に沿いながら、引き続きハード面における対策では小規模保育施設の整備や幼稚園の認定こども園化を進めていくこと。ソフト面における対策では保育士さんの確保が前提となりますが、各施設の皆様へ定員を超えた入所を引き続きお願いしていくことを実行していき、0歳児は令和6年度を目途に、1・2歳児は令和4年度を目途に入所待ちの児童が解消できるよう教育、保育施設の確保に取り組んでまいります。資料1の説明は以上になります。

(小原会長)

(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて事務局から説明がありました。委員の皆さまから何かご質問等ありますでしょうか。

(永石委員)

ただいまの説明でハード面とソフト面という言葉がありましたが、保育士さんの確保について、これはソフト面と言っても良いのでしょうか。人の手配のことについてソフト面ということはなんかしっくりこない気がしました。細かいことで、どうでも良いことかもしれませんが、気になりましたので、ご質問させていただきました。

(小原会長)

事務局のほうから、回答をお願いします。

(こども育成課長)

ただいまのご質問はハード面とソフト面の棲み分けの部分のご質問かと思えます。率直に申し上げますと、ハード面は一言でいいますとハコもののイメージを持っております。したがって、施設のハコを用意するという施設整備による対策はハード面における対策という表現にしております。そして、人の部分につきましてはいろいろな捉え方があるかと思えますが、ここでは、人の部分の対策につきましてはソフト面の対策というようにさせていただいております。

(小原会長)

よろしいでしょうか。他に何かご意見等がありますか。

(遠藤委員)

今、計画の目標を達成するための対策として入所定員を超える受入の依頼ということが説明されましたが、私どもの施設でも、もちろん定員を超過して園児を受け入れて園を運営しております。この定員については、前にも皆様にお話ししたことがあったかと思えますが、国の方針で、定員に対して120%以上の受入を継続的に行うと園に対して運営費が減算されるというペナルティーがありまして、実際にうちの園でも120%以上の定員超過をしておりましたが、現在は、園児さんを多く受け入れたいんだけど受入を止めないと国のペナルティーを受けることとなりますので、少し園児数を調整して受入を行っております。定員を120%以上超過して5年間以上継続して受け入れるとペナルティーがあることは苦小牧市さんも大変苦慮しているところかと思えますが、これは国の方針ですので従うしかないとはいえます。保育所等に入所したくて待っている人が沢山いますので、何とか多くの園児さんを保育所に入れてあげたいと思えますし、保育士さんの確保はできているのだけでも、実際にはお子さんをこれ以上受け入れると、ペナルティーを受けてしまうというおかしなことが起こっています。これだけ待機児童が多いということで、国はどうか、本来であれば、市は定員を超過して受けしてもらわないと困るにも関わらず、定員を抑えて受け入れる園が出てきたときに、運営費が減算される分を最終的には市が持たなければならないのではないかなとも思いますが、その辺の見通しについて、施設を運営している方々がとても気にしているところかと思えますのでお聞きしたいと思います。

(小原会長)

事務局の方から回答をお願いします。

(こども育成課長)

今のご質問ですが、確かに遠藤委員がおっしゃるとおり定員の超過が5年間継続して続きますとペナルティーがありますが、今は猶予期間ということもありまして、厳密に言うのであれば2年間定員超過が続けばペナルティーというのが国の決まりでございます。待機児童が多い状況が続いているということで、国も5年間の猶予期間を設けているというところですが、実態としましては、遠藤委員がおっしゃるように、すでに定員の120%を超えて超過の受入をしてい

ただいている園もございます。ただ、このような状況が続いてしまった場合につきましては、ペナルティーとなって運営費が減算されてしまい、市がお願いをしているにも関わらず施設が損害を被ってしまうようなことが見え隠れしているというのが現実でございます。また、超過の受入をお願いするという考え方が無ければ当面、待機児童の解消が見込めない状況がありますが、当然、施設のペナルティーのところも市が確認しながら調整して行かなければなりませんので、いくらお願いをしたとしても、今後、超過受入の限界に達する施設もあることは事実ではございます。そして、全施設が超過受入の限界に達すれば市としても何か対策を考えなければならないですが、まだ、超過の受入が可能な園もありますので、まずは、可能な限り定員を超過した受入をお願いしていくというのが市の考え方になります。一方で、定員超過で受入したくても施設の面積の部分で要件を満たさないため、定員を超過した受入できないという園もございますので、定員を超過した受入につきましては、各園の受入の状況や施設の面積の要件等を含めて可能な限りでご協力をお願いしていくというのが私どもの考えでございます。

(小原会長)

よろしいですか。120%を超過して受入している園の実数はどのくらいになるのでしょうか。

(こども育成課長補佐)

120%を超えて受入を実施している園は、それほど多くなく5園程度になっております。遠藤委員が園長を務めております拓勇おひさま保育園さんにつきましては3年連続で定員を120%以上超過しておりますが、これだけ長い期間、定員を120%以上超過させて受入をしている園は、市内で他にはございません。

(小原会長)

その他何か意見、質問等がございますか。

(毛利委員)

資料1の裏面の最後の説明のところですが、0歳児は令和6年度、1・2歳児は令和4年度を目途に入所待ちの児童を解消できるよう取り組んでいくとありますが、これは、これからはますます少子化が進んで行って乳幼児が減ることが、入所待ちの児童を減らす大きな要因であると考えてよろしいのでしょうか。

(小原会長)

事務局の方から回答をお願いします。

(こども育成課長)

入所待ち児童の解消時期のお話かと思いますが、毛利委員がおっしゃいますように少子化で子どもが減るということも入所待ち児童の解消の1つの要因であろうかと思いますが、ただ、ここ数年は少子化が進んでいて年齢ごとのお子さんの数が減ってきているにも関わらず、入所希望の児童数が増加している逆転現象が起きております。本来は人口が減れば入所希望者数も落ち着いて、もうちょっと早い時期に入所待ちの児童を解消できるのではないかという考えもあったのですが、現行の計画で入所待ちの児童を解消できなかったのは、入所希望者数が大幅に増えているということが1つの要因として挙げられます。本来であれば子どもの数が減って、適正な施設数が確保できれば定員が確保できるという考えではありますが、近年の保育需要が高いという状況を考えたときに超過の受入をお願いするという考えもありますが、もう少し施設の整備もしながら定員を確保して行きたいというところもございます。

(小原会長)

よろしいでしょうか。その他、何かありますか。では、質問が無いようですので、次の議題に移りたいと思います。次の第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

つづきまして、第2期の苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明させていただきます。前回の審議会で第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について、ご審議をいただき、いろいろなご意見を頂きましたので、ここでは、前回の審議会が出たご意見を参考にして、計画に反映させた部分や計画の最終形とする上で追加になった部分についてご説明したいと思います。それでは資料2と資料3をご覧ください。資料2は第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の最終版となっております。そして、資料3は前回の審議会から追加や変更になった箇所を一覧にしたものと今後のスケジュールを記載した資料となります。それでは資料3に沿って、計画が追加・変更となった内容をご説明いたしますので、資料3をご覧ください。資料3には資料2のどの部分が追加・変更になったかというところの記載がありますので、必要に応じて資料2もご覧いただければと思います。

資料3の1第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の追加・変更点ですが、1つ目として、資料2の表紙の裏に、現行の計画と同様に、はじめにということで、苫小牧市長の挨拶文を追加いたしました。次に資料2の3ページにあります第1章1計画策定の背景と趣旨の1行目からの第1段落の最後の表現について、前回の審議会でも子どもの健やかな成長には、親子の心の健康が重要であるというご意見を頂戴しましたので、変更後の下線部のように子どもの健やかな成長や安心して子育てを行うには、地域と家庭の結びつきや親子の心の健康の保持・増進が重要となっています。という表現を追加いたしました。次の13行目、3段落目の3行目にあります平成29年度に計画の中間見直しを実施したことについての記載ですが、前回の審議会では、より実態に沿うような子育て支援施策の見直しを行っていますという表現は綺麗ごとであるというご指摘がありましたので、変更後の表の下線部にありますように、現状のニーズ・実績を踏まえて計画の中間見直しを行っていますという表現に変更いたしました。続きまして、次の20行目、第4段落目の記載につきまして、子どもの健やかな育ちのためには心を育むことが必要になるというご意見と現行の計画が終わるから新しい計画を作りますというのは違うのではというご意見を前回の審議会でもいただきましたので、表の変更後の下線部のとおり、計画を作成するのは、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、親子の心を育み、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支援するため、平成31年度で終了する現行の計画に代わる第2期の計画を作成するという内容を盛り込みました。続きまして資料3の2ページをご覧ください。資料2の5ページ第1章の4策定体制の(3)パブリックコメントの実施の部分の記載ですが、パブリックコメントが終了しましたので、実施内容と結果を記載いたします。パブリックコメントにつきましては、前回の審議会でも何か意見が出やすくなるような工夫をするべきというご意見をいただきましたので、パブリックコメントの実施について苫小牧民報さんに新聞記事にさせていただいたとともに、意見の募集要項の中にスマートフォンなどから容易に意見を提出できるよう、QRコードを掲載する工夫をしましたが、結果として提出された意見は0でした。ここには、パブリックコメントの実施方法と提出意見が無かった旨を記載いたします。次に資料2の32ページの第2章9苫小牧市の子ども・子育て支援の課題の部分ですが、前回の審議会でも健やかに子どもを育てるには心の健康が必要になるというご意見がありましたので、(1)親子の健康増進の支援についての中で、変更後の下線部のように健やかに子どもを育てるためには妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない包括的な支援を通して、親子の心の健康の保持・増進することという表現を追加しております。次に(2)子どもの教育・保育環境の充実の2項目目につきまして、前回の審議会でも少子化が保育需要を増加させているというご意見がありましたので、変更後の下線部のとおり長期的

な少子高齢化により子どもの人数が減少している中、社会進出する女性の増加による保育ニーズのさらなる増加という表現に変更しております。続きまして資料3の3ページをご覧ください。同じ(2)子どもの教育・保育環境の充実の3項目目について前回の審議会で家庭の役割が非常に薄く「教育とは何か」という根本的な問題意識が欠落しているので、教育現場、家庭、地域の役割を明らかにして三者の協力連携体制を記載するべきというご意見がありましたので変更後の下線部のとおり、家庭、地域、学校の役割をそれぞれ記載し、それぞれの連携についての記載をしました。また、ここで、本日配布しております追加資料をご覧ください。ただいまの項目につきまして、この資料の配布後に遠藤委員からご意見をいただきましたので、さらにここの記載を変更したいと思います。この項目では、子どもの心身の健やかな成長を育むには学校教育が果たす役割が多くなっており基礎学力の向上だけではなく人間性を育む教育が期待されているとありますが、人間性を育む教育は学校教育だけではなく、幼児期の教育・保育でも人間性を育む必要があるのではというご意見をいただきましたので、この追加資料の変更後にありますように、最終的な計画では、幼児期の教育・保育も人間性を育む心の教育などが期待されているという記載に変更するとともに、学校だけではなく、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等のそれぞれが役割を担いつつ連携・協力し、地域全体で「生きる力」を育んでいく必要がありますというように変更いたします。それでは、資料2の3ページにお戻りください。中段にあります資料2の47ページ、48ページの第4章4教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策につきまして、小規模保育事業所(事業所内保育事業所を含む)の施設数につきまして、令和6年度までに施設整備を行う合計数は変わりませんが、少しでも早く0～2歳の受入枠を増やすため、令和3年度の小規模保育事業所の数を10施設から11施設に変更しました。これに伴い資料2の48ページの3号認定(0歳)及び3号認定(1・2歳)の確保方策も変更しました。次に資料2の69ページに記載があります子ども・子育て支援施策の2-10多様な体験活動の充実ですが、現状で実施しております施策が2つありますので、2つの施策を追加いたします。追加する1つ目の施策は40番のキッズタウン開催事業で、事業の内容は、小学校3・4年生を対象に、働くことの喜びや苦労等を実感するための就労体験、仮想の労働報酬による消費体験を行うものになります。そして、追加する2つ目の施策は資料2の70ページにあります41番のこども研修事業で、事業の内容は、小学校5年生から高校生を対象に、他都市の文化、歴史等を学び、将来の苦小牧を考える機会を創出することを目的としたものになります。続きまして資料2の75ページの基本目標3の3-7ひとり親家庭等への経済的支援の充実ですが、これまでは基本目標6の一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実しますに属していましたが、ひとり親家庭等への経済的支援の充実は子どもの特性ではないと考えまして、基本目標3それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をしますに所属を変更します。この3-7ひとり親家庭等への経済的支援の充実の具体的な施策は資料2の83ページから記載されております。続きまして、前回の審議会でご審議いただきました素案では、資料2の92ページの5-3子どもの健全育成の推進に記載がありました、各町内会単位で青少年委員を委嘱し、地域と一体となった青少年の健全育成・非行防止活動を推進する青少年委員委嘱事業ですが、こちらは事業廃止を含めた見直しを検討しておりますので施策の中から削除いたしました。最後に、第2期計画が最終形となったということで、資料2の115ページには第2期苦小牧市子ども・子育て支援事業計画の作成に携わっていただきました苦小牧市子ども・子育て審議会の審議委員の皆様の名簿、116ページにはこれまでの苦小牧市子ども・子育て審議会の開催経過を記載いたします。以上が前回の審議会から変更になった箇所になります。次に資料3の4ページをご覧ください。今後のスケジュールについてご説明いたします。第2期苦小牧市子ども・子育て支援事業計画につきましては、多少の微調整はあるかもしれませんが、基本的には、この審議会で報告した内容を持ちまして完成ということにしたいと考えております。ここのスケジュールの表にありますように、今後は2月下旬に第2期計画の冊子を印刷する業者を入札により決定いたしまして、印刷を依頼いたします。予定では1ヵ月程度で冊子は完成しますので、完成予定の3月下旬から審議会の委員の皆様をはじめとし

た関係者へ順次、第2期計画を配布して参りたいと考えております。なお、審議会の皆様へは3月下旬から4月上旬にかけて郵送で第2期計画の配布を予定しておりますので、ご承知おきのほどよろしく願いいたします。説明は以上となります。

(小原会長)

ただいま、事務局から第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明がありましたが、皆さんからご意見、ご質問はございますか。

(永石委員)

前回の審議会では私がたくさん発言をしてしまい、計画の冊子を修正するのに大変ご苦労をお掛けしたのではないかと思います。お示しされた計画について、文言についてはよろしいのかなと思うのですが、この冊子に基づいて具体的に計画を実施するに当たっての意見等は審議の対象では無いのでしょうか。計画を実施するに当たっての意見を出してはいけないのでしょうか。

(小原会長)

意見聴取だけはよろしいでしょうか。

====事務局了承====

(永石委員)

肝心なところがあるものですから、お話させていただければと思います。私が審議会に来る前に審議会の資料を見ながら、計画の中で使われている文言について厚生労働省のホームページなどで調べてみました。本日、調べた資料については先に事務局の方へお渡ししておりますが、その資料の中の57ページの1の1の子どもの健康増進の2項目目に養育者支援保健・医療連携システム事業というのがございまして、その中に明確に養育者支援保健・医療連携システムにしたがいと書いてあります。ここにあるシステムについて、厚生労働省のホームページを探しますと養育支援訪問事業ガイドラインというのがありまして、多分、このことかなと私は理解しておりますが、この解釈でよろしいのかというところを確認したいと思います。

(小原会長)

事務局の方からお願いします。

(健康こども部次長)

おっしゃる通りでして、養育者支援保健・医療連携システムというのは、医療機関が地域の保健師に連絡する仕組みになっておりまして、平成20年頃からこのシステムがございまして。この中で継続的な養育支援が必要な方々を対象として養育支援訪問事業というものを行っております。この養育支援訪問事業には2つの種類がありまして、永石委員から頂いた件につきましては、事業計画書の52ページに書いてありますが、①の専門的相談支援とあるものが、保健師が専門的な相談を行うものです。そして②の育児・家事援助とあるのが、支援員さんがご家庭に行って家庭の生活支援、いわゆるヘルパーさんを派遣するというものになります。これらの事業は国のガイドラインに基づき、国からの交付金を頂きながら実施しているところでございます。

(永石委員)

今、おっしゃったように国のガイドラインに基づいて事業を実施しているのであれば、これは1つの方針でありますから、法的な何か1つの法則性を持っているのかなとも思っているところです。全て、ぴったりガイドラインに沿ってやるという訳ではないと思いますが、ガイドライン

をベースとして弾力を持たせながら事業を実施していくという趣旨であると私は理解しておりますが、もし、そうであるのであれば、お渡しした資料に記載があります中核機関についてですが、中核機関には役割がありまして、対象者の判断まですることになっていきます。ということは、恐らく、この資料の中身はとても大切なことなのかなと理解しております、市でもいろいろなサービスを行っておりますが、このガイドラインに書いてあることが中心になっているだろうと思います。そうであれば、この中核機関をどのように位置づけて、中核機関が子ども・子育ての事業をシステムチックに運営して行かなければならないかなと理解しております。そしてもう1つ平成25年4月に文科省、厚生労働省、内閣府が作った3法についてというのがありまして、これを見て行きますと2重の無駄を省くということがあったと思います。実際に運用する場合にサービスはいいんですけども、動かすシステムをきちっと作って、どこが中心となってどこと連携してどういうサービスをどういう風に決めていくか、この枠組みを羅列的ではなくてシステムチックに作っていく必要があるのかなという風に思いますので、この確認のところだけちょっと要点を抑えて頂いて事業展開していただければなあと思います。文言はこの通りで問題は無いのですが、実際に事業を動かす場合には行政の中で、人間を動かす必要がありますので、システム作りをきちっとやっておかなければ、上手く、無駄なく、効果的に、あるいはいろんなところと協力を得ながらやっていくことは難しいのかなと思いますものですから、ここのご考察頂いて、今後の計画をベースとした具体的な支援策をプログラミングしていく中において、具体化していただければなあと思っております。

(小原会長)

僕も実際に養育支援に関わっているのですが、現状の養育支援事業について健康支援課から報告して頂けないですか。

(健康支援課副主幹)

養育者支援保健・医療連携システムにおきましては、医療機関から市の方へ依頼があるのですが、養育者の状況から、あるいはお子さんのそれぞれの心身の状況から支援が必要だという依頼がありまして、それに伴って私たち保健師はそれぞれの家庭に行かせて頂いているのが現状です。これらの内容を医療機関と保健所に報告させていただいて、全道の各市町村の情報を集めて、現状の状況の把握や分析をしてもらって、いろいろな支援に役立てております。

(小原会長)

よろしいでしょうか。僕もざっと言いますが、現状では保健師は情報の窓口であって、これを医療機関がどのように活用して行くかということになります。情報の活用方法は様々であって非常に濃い中身で例えば、親の問題であったり、子どもの問題であったり、あるいは虐待の問題であったりということについて早期に目を付けながら、医療機関は保健師がすぐに動ける環境を作って、保健師に動いてもらって、我々は情報を得るという格好で動いています。

(永石委員)

資料を見ますと3つに分かれているんですね。中核機関、ネットワーク、調整機関の3つの連携というようになっています。その連携の中で何があるかと言うと主要の内容が大きく2つあります。1つ目の事業は対象となる4項目があって、1.支援が特に必要なものを対象とする。2.短期、集中的又はきめ細やかな指導、助言を行うなど密度の濃い支援を行う。3.対象者に積極的アプローチを行い、適切な養育を行うよう専門支援を行う。4.必要に応じて他制度と連携して行う。もう1つの事業は具体的な次のような類型を基本として実施するものとするということで、更に2つの細目が挙げられております。幼児家庭等に関する集中支援型というものともう1つは不適切な養育環境にある家庭等における中間支援型というものが挙げられております。これはネグレクトやDVの

ようなものだと思いますが、そういったことが支援事業の中に入っている訳ですよ。この中身というのが計画を実行していく中で、非常に大事なことが書いてあるんだと思います。そして、このガイドラインに沿って支援活動を行う訳でありますから、中核機関、ネットワーク、調整機関が連携を持ってやるんだよというのであれば、中核機関はここだよと決めておかなければシステムが動かないじゃないかなと思うんですよ。中核機関の役割は何かというと対象家庭の把握であるとか、それから対象者の判断であるとか、支援の開始と支援内容の決定であるとか、いろいろありますから中核機関というところをしっかりと持ち続けないとなかなかうまく行かないというようになります。先ほど、これで良いと言いましたが、資料2の4ページに計画の位置付けの表がありますが、ここに第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に中核機関などをぶら下げても良いくらいだと思います。この中核機関を明確にしておかないと上との関係や横との関係の整合性が取れないと思いますがいかがでしょうか。

(小原会長)

事務局の方で何かありますか。

(健康こども部次長)

中核機関については必ず国に申告しておりますが、今は母子保健の部署が中核機関として位置付けられております。その他に児童相談の部門には要保護児童対策地域協議会がありますので、そことの連携を図るということで国の方へ報告をし動いております。

(遠藤委員)

今、永石委員のお話を聞いていて、本当にその通りだなと思いました。実際に保育園でも幼稚園でも認定こども園でも要保護児童、要支援児童というのは、本当に今、普通に存在しております。その連携の在り方については、それぞれご説明があったように母子保健係が中心になったり、要保護児童対策地域協議会が中心になりながらやっていると思いますが、やはり、なかなかですね連携を示したフローチャートをもって見たりもしているのですが、永石委員がおっしゃる通り誰がコーディネートをして行くのかというのがありまして、コーディネーターを中心にこちらとあちらでやって行く、そして連携を取って行くというように、中核としてやっていく部署はどこなのかということがまだ明確になっていないところがあります。おおぞら園に通っている子どもの支援のやり方について、これから説明があるかと思いますが、3歳児のお子さんの個別指導がストップされておりまして、グループ指導になっているんですが、3歳という年齢は健診の中で、専門機関と繋がって、丁寧な指導を受けた方がいいということが分かってくる年代でもあるんです。言葉、社会性、コミュニケーションの取り方を含めて言葉だけではなく、相手にボディータッチをする時にも本人は優しく叩いて呼んでいるつもりでも、実際は強い力で叩いているので気持ちが伝わらない軽度の発達障がいと言われるお子さんが多くなってきております。このようなお子さんたちについては、できるだけ私たちのほうは専門機関に繋がって欲しいという気持ちがありますし、お母さんたちも子どものことを皆にわかってもらいたいという気持ちやどうしてこの子はこうなんだろう、一体何なのということで困っている姿を目にしたりしております。このような場合、相談に行く機関から、おおぞら園に繋がっていくケースが多いと思いますが、3歳児健診のところで保護者さんの了解を得ることができない場合には個人情報保護法の問題もありますので、これまではスムーズに専門機関に繋ぐことができた部分でも、今は1つ1つ確認を取らなければならないシステムにもなっているんですね。これは国の施策でもあってなかなか難しいところではありますが、支援が必要だなと思った時にはやはりコーディネーターはどこなんだという部分と、ここでここと繋がったら、どういう風な形で会議が開かれるのかをはっきりとしたもので示して頂ければ、各施設とも、もっと事業を生かして行きやすいと思っております。永石委員がおっしゃっていたように、ここに書かれていることはとても素晴らしくて理想的ないいことなので、具体的にどうやって進めるかという部分に

については、もうちょっと皆に可視化できるような形にして頂けたらなと思います。

(小原会長)

貴重なご意見ありがとうございます。ただいまのお話について、現状、しっかりとやっていますということを母子保健の係の方からご説明して頂いてよろしいですか。

(健康支援課副主幹)

発達に心配のあるお子さんに対しては、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設の方、保護者の方、おおぞら園の方と私たちが連携を取らせていただきながらやらせていただいております。もちろん医療機関とも連携を取らせていただきながら、連携の会議も行ってやっております。このような中、お母さんを始めとした保護者の方に状況をわかって頂けるように、いろいろ伝えているところですが、伝わりにくい部分もあって、そこをどのように一緒に共有して行けるかというところが課題になっております。お子さんが将来的に生活する上で困らないようにしていくために、関係機関と一緒に支え合いながら、お子さんを支援して行っていると思っておりますが、まだまだ足りない部分がありますので、コーディネートの部分につきましては保健師が取らせていただく場合がありますし、主要となる関係機関が取らせていただく場合があったりと、その場、その場の状況によってやらせていただいております。

(小原会長)

少し内容を付け加えさせていただきますと、基本的には、もっと下で支える組織があれば、もっと気楽に行ってごらんというように進んで行くと思いますが、現実的に、デイサービスも含めて、そういう組織の連合みたいのが組織化されていないというのが大きな問題かなと思ってまして、僕も少し動き回ってはいるものの、そのハードルが高いがためにお母さんたちにもハードル高くない言わなければならないし、いろいろそこで迷いが出てしまうことが現実かなと思います。

(永石委員)

計画を読みながら感じたことがあります。少子化が非常に大きな問題でして、いかに人口を増やすか、メインはここになるのでしょうか、これを解決するためには社会を背負っていける人材をどのように育成していくかが一番大きな問題だとは思いますが、この時の支援の在り方について、子育て支援の援助という部分と子育ての悩み相談という部分が多分、全然違うサービスになるんじゃないかと思えます。要するに子育てについては、おじいちゃん、おばあちゃんから手助けを受けるんだとか、保育士さんや保健師さんからそういうサービスを受けることもあるかと思えます。ただし、これは子どもの自由とも繋がってくるかとも思いますが。子どもを産んで育てる自信がないという心理的な不安につきまちは、やはり心理カウンセラーであるとか、そういった親としての心の病というのをケアするようなサービスが必要なかなと思えます。これについては計画の中にあんまり見えないと思えます。いわゆる何て言いますか、保健師さんとか地域をどう利用するかというところはあるけども、これは子育てのやり方がわからないというところについては、いろいろな人が絡んでわかるようになるんでしょうけども心の問題については誰もが対応できるものではないと思えます。些細な部分は対応できても抜本的な部分の対応はなかなか難しいんじゃないかと思えます。結婚したらだいたい子どもを2人産むというのが日本人の常識なんですけど、それでも子どもが減っているというのか何なのかな、産まないという選択肢があるのであれば、そこをケアしなければならぬと子育て支援は進展しないんじゃないかなと思えます。このことを考えるとケアの部分も盛り込んでいただければ苫小牧市の市政にもプラスになるんじゃないかなと思えますので、今後、ご検討いただければと思います。

(小原会長)

ありがとうございました。その他何かありますか。

(佐々木委員)

今の質問と一部、重複するところもありますが、私の身近に助産師がいて、妊婦さんは子どもを産んでから1週間産婦人科に入院した後に退院するということになるのですが、助産師の立場からもそれ以降にいろいろと伝えたいことが沢山あるということも聞きましたので、個別訪問もやっているかと思いますが、核家族が増えていて、苫小牧の性質上、他の地域から夫婦で来て子どもを産むケースがあって、子どもを産んだ後に頼るところがないこともありますので、是非、この事業計画にそこのところを今後、盛り込んで頂きたいと思います。僕自身も何か子育て支援に関わる施設を作れないかなというところも模索しております、このようなことも計画の中で形になればいいなと思いますので、是非よろしくお願ひします。もう一点、乳幼児医療費助成のところですが、これは小学校にあがるまでは500円で医療を受けることができますよというもののなのですが、大阪府の箕面市では高校生まで500円で医療を受けることができるようになっております。是非、苫小牧でも高校生まで医療を500円で受けられるような制度を計画の中で検討して頂ければなと思います。自分自身も4年生と2年生と幼稚園の子どもがいますが、学校でインフルエンザをもらった、胃腸炎をもらったというように幼稚園を卒園した後から病院に行く機会が増えていきます。そして僕もいろいろケガをすると医療費もすごくかかりますので、是非、学生のうちは500円で医療を受けられる制度をご検討頂ければと思います。

(小原会長)

ありがとうございました。今のことについて何か事務局からありますか。

(こども支援課長)

ただいま、乳幼児の医療助成についてご要望を頂きました。子育て世代の医療費の軽減ということで私どもも取り組んでいるところでございます。先ほど、他市の事例もご紹介いただきましたが、医療費の軽減としまして苫小牧市でも取り組みを行っているところですが、去年の8月から、医療費の負担が増大する入院費用の助成について中学生まで拡大して取り組んでいるところですが、小学生以上の初診時に580円だけを負担すれば費用は済みますよというようにして欲しいとご要望を頂きましたので今後も、引き続き検討して行きたいと考えております。

(小原会長)

その他に意見等はございますか。無いようですので、議事の(2)第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定についての審議は終わりたいと思います。次に(3)の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料4をご覧ください。

本日は、令和元年度4回目の審議会開催となりますが、今年度の審議会はこれで終了となる予定ですので令和2年度の審議会の予定をご説明いたします。

令和2年度の第1回目の審議会は6月中旬頃に現行の計画に記載があります令和元年度の子ども・子育て支援事業計画の教育・保育施設等の確保方策及び各種施策の達成状況に関する評価を行います。次に、11月下旬頃に第2回目の審議会を実施しまして令和3年度の教育・保育施設の利用定員の設定についてご報告をする予定です。そして令和3年の2月に第3回目の審議会を実施し

まして、本日ご審議いただきました内容と同様の子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについてご報告させていただきます。令和2年度の子ども・子育て審議会は現行計画の振り返りと第2期計画の進捗状況の確認が主な議題になります。

なお、子ども・子育てに関する各種事業の展開に新たな動きが出てきた際には、急遽、委員の皆様から意見をお伺いするため、審議会を開催することがありますことを、ご承知おきください。

今後のスケジュールについての説明は、以上でございます。

(小原会長)

(3) 今後のスケジュールについて事務局から説明がありました。皆様から何か、ご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。全体を通して何か話しておきたいことはありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、これで全ての議事が終了しました。本日はご協力をいただき、ありがとうございました。

4 閉会

(司会)

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和元年度 第4回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。

本日もご審議にご協力いただき誠にありがとうございました。

お帰りの際、お忘れ物などないように、お気をつけてお帰りください。